

2011年5月12日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年5月9日付けで諮問（第471号）された市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、「犯罪のない安全なまちへの対策」及び「安全で安心して暮らせるまち」として様々な施策に取り組んでいる。保育園においても園児の安全確保と犯罪の未然防止のため、平成18年度から3カ年で公立保育園16園に防犯カメラを設置しており、条例第10条本人以外のものからの収集の制限及び第18条コンピュータ処理の制限については、既に2006年7月13日付答

申第195号により個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

また、2009年1月に藤沢保育園駐車場で発生した車上荒らしを契機に、保育園敷地内で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、器物損壊及び放火の捜査に関して、司法警察職員等より刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を依頼された場合は、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、目的外提供をすることができることを規定した「藤沢市立保育所の防犯カメラ画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、2009年3月12日付答申第382号により個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

本年3月28日及び4月26日の午後4時55分頃、本市柄沢地区内において、藤ヶ岡中学校の女子生徒が被害に遭う強制わいせつ等の事案が発生し、その捜査を行う神奈川県藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書（以下「捜査関係事項照会書」という。）により、防犯カメラの画像の提供を求められた。しかしながら本件は、ガイドラインにより目的外提供することができる事例に該当しないため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラ画像データの目的外提供をすることについて、条例第12条目的外の提供の制限に基づき個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 防犯カメラ画像を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

柄沢保育園正面入口に設置された防犯カメラで2011年4月26日午後4時から午後6時までの間に記録された画像

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 本件の捜査関係事項照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、官庁・公共団体等がその照会に応じなければならない拘束力は

ない。

しかし、本件照会は女子中学生を狙った強制わいせつに関するものであり、再発の防止等迅速な対応が必要であるため、目的外提供を行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件は、柄沢保育園の近隣で発生し、1ヵ月の間に同一犯により2回行われたものであるため、このまま解決しないと引き続き事件が発生するおそれがある。

また、近隣には他に防犯カメラの設置施設がないため、本件の解決には柄沢保育園に設置された防犯カメラの画像データの提供が大きな意味を持つものと考えられる。

さらに本件は保育園の近隣で発生したものであり、早期の事件解決は、より良い保育環境と安全確保を図るという本市の利益と合致すると考えられる。これらのことから、捜査関係事項照会書による目的外提供に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報とは防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者の他、不特定多数の者が立ち入る。当該画像データで確認できる個人を全て特定することは困難なため、特定不可能者への本人通知は省略する。また、個人が特定できる場合であっても、当該捜査に支障が生じるので、本人への通知は省略する。

(4) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「柄沢保育園の近隣で発生した女子中学生を狙った強制わいせつに関するもので、1ヵ月の間に同一人物により2回行われており、引き続き事件が発生するおそれがある。早期に事件を解決するためにも、柄沢保育園に設置された防犯カメラの画像データで、被疑者の確認をする必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、柄沢保育園附近には当該防犯カメラ以外に防犯カメラ

の設置施設はなく、本件の目的外提供する個人情報、当該防犯カメラ画像データでしか情報を得られないものであり、捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者の他、不特定多数の者が立ち入り、当該画像データで確認できる個人を全て特定することは困難とのことである。また、個人が特定できる場合であっても、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、保育園関係者及び園児の保護者に対しては、事前または事後に、当該目的外提供について周知することを条件とするものである。

以 上